



宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 6 月 2 日 (月 曜 日) 第 616 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1
- ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 2

○公金の収納に関する事務の委託…………… (建築住宅課) 2
公 告

- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 2
- 入札公告…………… 3
- 落札者等の公告…………… 4

選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4

告 示

宮崎県告示第 332号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションさくら	都城市高城町穂満坊1448-5三原貸家1号室

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市高城町桜木13-28-1	都城市高城町穂満坊1448-5三原貸家1号室	令和7年4月1日

宮崎県告示第 333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4520500374	グループホームめぐみ	小林市駅南 181番地	特定非営利活動法人めぐみ	小林市細野1471番地4	令和7年6月1日	共同生活援助(介護サービス包括型)

宮崎県告示第 334号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字源治小屋 323-1、323-4
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 335号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		氏名又は名称	住所	名称	所在地
宮崎7-1号	令和7年5月16日	宮崎くみあいチキンフーズ株式会社	宮崎市生目台西3丁目2-2	宮崎くみあいチキンフーズ株式会社 佐土原孵化場	宮崎市佐土原町西上那珂南学原5979番地

宮崎県告示第 336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橋通東四丁目3番5号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等 県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

5 指定公金事務取扱者に委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

保安林の令和7年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	711.05
北川	土砂流出防備保安林	94.62
北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,621.11
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	181.52
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.70
五ヶ瀬川	魚つき保安林	1.86
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,001.79
五十鈴川	土砂流出防備保安林	12.33
五十鈴川	干害防備保安林	21.61
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,094.43
耳川	土砂流出防備保安林	100.36
耳川	干害防備保安林	1.40
小丸川上流	水源かん養保安林	254.91
小丸川上流	土砂流出防備保安林	29.88
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,878.77
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	113.55
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	959.06
小丸川下流	土砂流出防備保安林	29.76
小丸川下流	干害防備保安林	2.68
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	744.61
川内川上流	土砂流出防備保安林	64.45
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	17.27
大淀川本流	水源かん養保安林	1,418.28
大淀川本流	土砂流出防備保安林	180.69
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.16
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,710.13
本庄川	土砂流出防備保安林	11.53

本庄川	防風保安林	0.12	(9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
本庄川	干害防備保安林	2.74	(10) 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者又は提案時点において取り組んでいる者
本庄川	保健保安林	7.32	5 契約事項を示す場所及び期間
大淀川中流	水源かん養保安林	1,366.50	(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
大淀川中流	土砂流出防備保安林	74.67	(2) 期間 令和7年6月2日(月)から令和7年7月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで) 県庁ホームページ上でも公開する。
大淀川中流	干害防備保安林	2.80	6 「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」業務委託企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書の配布場所及び配布期間
広渡川	水源かん養保安林	1,459.82	(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当
広渡川	土砂流出防備保安林	177.61	(2) 期間 令和7年6月2日(月)から令和7年7月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで) 県庁ホームページ上でも公開する。
広渡川	干害防備保安林	1.90	7 企画提案競技事前説明会の日時及び場所
広渡川	保健保安林	0.28	(1) 日時 令和7年6月20日(金)午後3時から 事前説明会参加申込書(様式第1号)を令和7年6月17日(火)正午までに電子メールにて提出すること。
福島川	水源かん養保安林	465.68	(2) 場所 宮崎県防災庁舎 防58号室 宮崎市橋通東1丁目9番10号
福島川	土砂流出防備保安林	25.58	8 質問受付
福島川	干害防備保安林	5.88	企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。

入札公告

「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)」及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」業務委託企画提案競技を次のとおり実施する。

令和7年6月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 委託件名 「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)」及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」に係る業務
- (2) 委託業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 委託契約額の上限

45,677,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

3 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて、即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。
- (3) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者

(9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

(10) 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者又は提案時点において取り組んでいる者

5 契約事項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課高校教育・学力向上第二担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- (2) 期間 令和7年6月2日(月)から令和7年7月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで) 県庁ホームページ上でも公開する。

7 企画提案競技事前説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月20日(金)午後3時から 事前説明会参加申込書(様式第1号)を令和7年6月17日(火)正午までに電子メールにて提出すること。
- (2) 場所 宮崎県防災庁舎 防58号室 宮崎市橋通東1丁目9番10号

8 質問受付

企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 受付期限 令和7年6月27日(金)正午まで
- (2) 質問方法 企画提案競技質問書(様式第6号)を電子メールにて提出すること。(e-mail:kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送付する。(質問者名は公表しない。)

9 企画提案競技への参加申込書提出先、提出方法及び提出期限

- 企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第2号)を提出するものとする。
- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第二担当
 - (2) 提出方法 電子メールにて提出
 - (3) 提出期限 令和7年7月1日(火)正午まで

10 企画提案書等の提出先、提出方法及び提出期限

- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第二担当
- (2) 提出方法 持参又は送付(送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (3) 提出期限 令和7年7月16日(水)正午まで(必着)※送付の場合も同様
- (4) 提出書類

ア 見積書(各委託業務の積算内容が分かるように記載するこ

- と) 1部
- イ 会社概要 1部
- ウ 業務実績（過去5年以内の県及びその他の地方公共団体等との契約実績）1部
- エ 提案書（正本に様式第4号を添付すること）正本1部、副本4部
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）5部
- 11 契約締結等
 - (1) 採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随時契約を行う。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。
 - (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
 - (3) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。
- 12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

 - (1) 参加する資格のない者又は上記4の要件を満たさなくなった者
 - (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
 - (3) 2件以上の企画提案をした者
 - (4) 事前説明会に参加しなかった者
 - (5) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
 - (6) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
 - (7) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
 - (8) 二人以上の代理人をした者
 - (9) 見積書について、金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- 13 その他
 - (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
 - (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。
 なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
 - (3) 企画提案競技への参加申込み後に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。
 - (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 実施要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。
- 14 選定結果の通知

令和7年7月下旬（予定）
採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- 15 問合せ先

宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第二担当
電話：0985-24-1133
- 16 Summary
 - (1) Nature of service required: Consignment work related to the “Promoting Connection with the World: High School Students Study Abroad Support Project” (the U.S. Course, the Asian Course, the Oceanic Course).
 - (2) Deadline for submitting proposals: By noon, July 16, 2025
 - (3) Point of contact: High School Division, Board of Education, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8502, Japan, TEL: 0985-24-1133

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
令和7年6月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
財務会計システムの運用管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局会計課システム管理担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部
宮崎市錦町1番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,866,280円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧	市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧

(令和6年10月7日現在)

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人員
[略]		
都城市高城運動公園 総合体育館	[略]	
[略]		
都城市高崎福祉保健 センター	[略]	
[略]		
小林市西ノ原農村集 会所	[略]	
小林市上町教育集 会 所	小林市細野2213番地 4	70
小林市永田町教育集 会 所	小林市細野2390番地 1	100
[略]		
三ヶ野山地区体育館	[略]	
野尻町保健福祉セン ター	小林市野尻町東麓1158番地 3	150
[略]		
小崎集会センター	椎葉村大字大河内1669番地21	[略]
[略]		

(令和7年6月2日現在)

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人員
[略]		
高城運動公園総合体 育館	[略]	
[略]		
都城市高崎福祉保健 センター	[略]	
都城運動公園屋内競 技場	都城市妻ヶ丘町42街区	3900
高城運動公園屋内競 技場	都城市高城町穂満坊2492番地	2000
[略]		
小林市西ノ原農村集 会所	[略]	
[略]		
三ヶ野山地区体育館	[略]	
[略]		
小崎交流拠点施設や んぼし	椎葉村大字大河内1665番地	[略]
[略]		

--	--